### 報 文

#### 将来の改造を考慮した高齢者住宅の計画に関する研究

塩 川 千穂子\*・中 野 明\*\*

## A Study on the Housing for the Elderly People —From the Prospective Renovation Point of View—

Chihoko Shiokawa · Akira Nakano

Japan is experiencing a rapid ageing in its society and various styles of housings are being offered to the elderly people. A large number of the ageing population wish to continue to live in their same homes even when their physical abilities are weakened.

Ministries in charge are publishing design guidelines for the dwellings for elderly. However, it is quiet difficult to incorporate into the original design plan all the future needs coming from the ageing of the residents. There should be many cases where it is more appropriate to make changes as needs arise.

In this study, we have conducted two surveys.

- 1) Design plans of the 256 houses shown in the catalogs of the house building companies and the plans of the 60 houses actually built were studied to assess the current status of adopting the "barrier-free" design. We have made a checklist for this study and have used this checklist for assessment.
- 2) For the existent 60 houses, we made renovation plans accommodate to the living with wheelchairs. Then, we listed up the changes needed to make. We also studied the reasons for not being able to accommodate such changes in the original design plan of the house, taking the individual circumstance of each family into considerations.

Through the analysis of the survey results, we have re-classified the contents of the guidelines based on the needs for the future renovation. Physical capabilities of the aged residents have been classified into three (3) levels and appropriate application of the guidelines to each level has been clarified.

#### Keywords: Elderly Residence, Barrier Free, Renovation 高齢者住宅、バリアフリー、改造

#### 1. 研究の背景と目的

我が国は急速に高齢化が進行し、多様な形態の 高齢者施設が整備される一方、高齢になり身体が 虚弱化したときにも住み慣れた現在の住宅に住み 続けたいと考える人も多い(文1)。国土交通省に よる「高齢者が居住する住宅の設計に関する指針」 (告示・平成13年)なども周知されているが、居 住者の個別条件に応じる設計現場での対応は設計 者の裁量に委ねられる部分が大きい。また建設時 に高齢者が居住しない住宅において、個人差が大 きい高齢化に伴う障害への対応を備えておくのは 現実的ではなく、必要になったときに容易に改造 が可能であることが望ましい。

本研究は、高齢者の多くが居住している一戸建 て住宅(文2)を対象に、必要になったときに、改 造工事を行いながら高齢者が住み続けられる、住

<sup>\*</sup>本学大学院修了生(平成17年度) · \*\*本学教授

宅設計に関する建築計画的指針を得ることを目的 とした。

#### 2. 研究方法

本研究は次の2段階で構成される。

(A) 現在供給されている住宅のバリアフリー化状況の把握: 我が国の主要な住宅メーカー16社の高齢者住宅カタログから収集した平面図 256 事例と実在の一般住宅60事例を対象とし、チェックリストにより部位(点)、移動(線)、平面構成(面)と展開させたチェックを行い問題点を明確にした。分析対象の内訳を表一1、2に示す。チェックリストは、高齢者の住環境評価に関する既研究(文3、4)を参考に「高齢者が居住する住宅の設計に関する指針」等をもとに作成したものである。

チェック項目は、高齢者の身体機能が低下する過程に応じ、①高齢者一般の心身の虚弱化への対応が必要(17項目)、②室内での移動に杖が必要(44項目)、③室内での移動に車いすが必要な場合と段階を追わせた。なお、利用する車いすは平面図から判断し、多世帯住宅では介助用(30項目)、単世帯住宅では自走用(44項目)のいずれかとし、専用の項目を用いた。1事例のチェック項目数の合計は、介助用車いすの場合で91、自走用の場合で104項目である。

表-1 分析対象住宅(カタログ)の概要

メーカー名	事例数	メーカー名	事例数
旭化成ホームズ	48	三井ホーム	8
住友林業	14	ウベハウス	2
セキスイハイム	26	ミサワホーム	8
積水ハウス	6	三菱地所ホーム	14
大成建設	8	東日本ハウス	12
大和ハウス	31	一条工務店	10
トヨタホーム	18	エス・バイ・エル	5
パナホーム	39	アイフルホーム	7
カタログ収集期間	2004年6	月 事例数計	256

表-2 分析対象住宅(実在)の概要

用途	一戸建ての住宅	構造	木造在来構法を中			
事例数	60 事例		心とする(一部鉄			
建設時期	1989~2003年		骨・RC の混構造)			
建設地域	東京近郊	階数	2 階建または 3 階			
敷地面積	35.22~878.10 m		建(一部地下 1 階			
床面積	56.17~250.10 m		を有する)			

(B) 実在の住宅に対し高齢者対応の改造計画を作成し、高齢者対応設計ができない原因と改造のための配慮事項を分析: (A)で前述の、チェックリストによりバリアフリー化の状況を検証した実在の住宅 60 事例に対し、1.仮に、虚弱化した高齢者が室内で車いす(自走用に統一する)を利用して生活するようになった場合の改造計画平面図を作成し(計画例を図ー1に示す)、必要になる改造の実態を把握した。2.次に、計画された改造項目が新築時に実施できなかった原因と、改造を可能にするための配慮事項を考察し、両者の関係を分析した。なお、実在の分析対象住宅は塩川が実務を通して建設に係わったもので、設計時の状況は把握できている。

#### 3. 分析結果

#### 3.1 現在供給されている住宅バリアフリー化現状

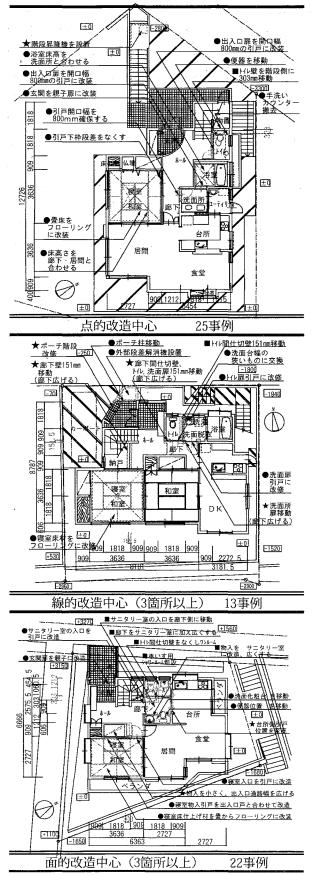
#### (1) 部位(点)に関するバリアフリーチェック

カタログから収集した256事例と実在住宅60事例の平面図を対象に、作成したチェックリストにより、住宅の部位に関するバリアフリー化をチェックし、結果を高齢者の身体機能が低下する過程を追って分析した。

まず、①高齢者一般の心身の虚弱化、②室内での移動に杖が必要な場合では、高齢者寝室とトイレの同一階設置や床段差解消、手すり設置などの項目でバリアフリー化が進んでいることがわかった。特に住宅内の床段差は、ほとんどの事例で玄関框部以外解消されていた。ただし実在住宅では、建設時期が古いものに床段差解消や手すり設置がなされていない事例が多かった。

次に、③室内での移動に車いすが必要な場合では、介助用・自走用どちらの事例とも、出入口幅やトイレ広さが不足するものが多く、また通路幅や浴室広さは、介助用では支障がないものの、自走用では不足する事例が多くなり、整備が不十分であるといえる。

一方、部屋別にみると、未解消の事例数が多い チェック項目は、トイレや浴室に対するものが多 く、生活に不可欠な部位が車いすで利用できない 傾向がみられた。結果の一部を表-3に示す。



●:点的解決、★:線的解決、■:面的解決、□内は敷地高低差図-1 改造計画例と改造のレベル(60事例中)

#### (2) 移動 (線) に関するバリアフリーチェック

部位に関するチェック結果をもとに、高齢者寝室から、玄関、居間・食堂、トイレ、洗面脱衣、浴室(以上6室を基本的生活空間とする)へ車いす(多世帯または単世帯のプランに応じ介助用・自走用のいずれか)で移動する際に、動線上と目的室に現れる部位を連続してチェックすることにより、移動の可能性を検証した。各部位の、移動に伴う障害のレベルを支障のない「○」、小規模な改造が必要な「△」、大規模な改造(壁の撤去等)が必要な「×」の3段階でチェックし、目的室ごとに、移動動線上の部位の判定のうち最も障害が大きなものを採用して、総合的に判定した。移動動線の例と総合結果を表−4に示す。

カタログ、実在事例とも、トイレは大規模な改造が必要なものが多い。また浴室は、部屋の広さ等には支障がないにも係わらず、移動動線上の部位の障害のため利用できない事例も多く認められ、部分的なバリアフリー化では、高齢者の身体機能が室内での移動に車いすを利用する段階に移行した場合に対応できないことがわかった。

#### (3) 平面構成(面)に関するバリアフリーチェック

基本的生活空間(高齢者寝室、玄関、居間・食堂、トイレ、洗面脱衣、浴室)が全て1階に配置されている、カタログ事例中179、実在事例中45表-3 部位に関するバリアフリー化チェック

表 3 即位に関するパファファ 10アエッフ										
バリアフリー化				チェック項目を充たしていない 事例数(%)						
身体 項目 :部屋		カタロク"	実在							
	能		<u>.</u>	N = 256	N = 60					
高		寝室と同一階	玄関	45 (17.6)	8 (13.3)					
齢	般		<u> </u>	5 ( 2.0)	2 ( 3.3)					
者	四又	〃 近接配置	孙	30 (11.7)	3 (5.0)					
		床段差	浴室	8 ( 3. 1)	46 (76.7)					
杖			居間	5 ( 2.0)	11 (18.3)					
利			寝室	0 (0.0)	26 (43.3)					
用		手摺着脱・姿勢	M	22 ( 8.6)	45 (75.0)					
		浴槽立座り	浴室	14 ( 5. 5)	16 (26.7)					
	介助用			N = 135	N = 27					
		出入口幅750mm		110 (81.5)	26 (96.3)					
			寝室	69 (51.1)	6 (22.2)					
			:居間	73 (54.1)	14 (51.9)					
車			廊下	7 ( 5. 2)	6 (22. 2)					
い		部屋の広さ	M	115 (85. 2)	26 (96.3)					
す			浴室	4 ( 3.0)	1 ( 3.7)					
利		***************************************		N = 121	N = 33					
用		出入口幅800mm	M	104 (86.0)	30 (90.9)					
714	自		寝室	76 (62.8)	14 (42.4)					
	走	<u> </u>	:居間	80 (66.1)	24 (72.7)					
	用	通路幅800mm	廊下	69 (57.0)	21 (63.6)					
		部屋の広さ	M	106 (87.6)	26 (78.8)					
			浴室	56 (46.3)	18 (54.5)					

の平面図を「寝室と居間・食堂」「寝室とサニタリー (トイレ、洗面脱衣、浴室の3室とする)」の遠近 を軸に類型化したブロックプラン16種類のいず れかに分類した(表-5)。

各ブロックプランが、高齢者の身体機能の低下に対応するためには「点的解決(出入口幅確保等部位への配慮)」、「線的解決(新たな移動経路等動線の確保」、「面的解決(部屋の配置変更等)」のどのレベルの改造が必要か検討すると、カタログ、実在事例とも「点的解決」で対応可能なブロックプランに分類された事例は少なく、特に実在住宅では1例もなかった。平面構成から配慮して高齢者住宅が設計されることが少ないと推察された。

#### 3.2 改造計画作成による設計時に高齢者対応が できない原因と改造のための配慮の分析

#### (1) 高齢者対応のため必要な改造の実態

実在の住宅60事例に対し、仮に高齢者が生活するようになった場合に必要になる改造計画平面図を作成し、挙げられた改造項目を整理した。設計

条件は、室内で車いす(自走用に統一する)を利用する場合とし、高齢者の基本的生活空間は全て1階(新築時からエレベーター設置準備があった1事例を除く)に計画する。ただし、各所の手すり設置に関する改造は、チェックリストですでに有無が確認されているため省略した(計画例を図一1に示した)。挙げられた改造項目を改造の難易度から、3.1(3)平面構成のチェックと同様に「点」「線」「面」のレベルに分類した上で、部屋ごとに集計した。結果の一部を表一6に示す。

60事例において合計741箇所の改造点が挙げられ、1事例に対しては、最も少ない事例で3箇所、最も多いものでは21箇所挙げられた。

改造点が挙げられた部屋は、トイレ・洗面・浴室や寝室等、高齢者の利用頻度の高い部屋に集中している。トイレでは、車いすで利用できる広さを確保するための間仕切壁の移動・撤去や、出入口幅の拡幅の改造が多く、寝室では、和室を高齢者寝室に改装するため、畳からフローリング材への変更や床段差解消の改造などが多い。

移動先	総合		事例数(%)		
1岁到几	結果	(各移動先の総合結果事例数は異なるパターンも含まれる)	カタログN=256	実在 N=60	
	0	寝室開口○→廊下○→框段差○	8(3.1)	0(0.0)	
玄関	Δ	寝室開口○→廊下○→框段差△	194(75.8)	43(71.7)	
	×	寝室開口○→廊下×→框段差△	54(21.1)	17(28.3)	
D.明.	0	寝室開口○→廊下○→居間・食堂開口○	116(45.3)	20(33.3)	
居間· 食堂	Δ	寝室開口○→廊下○→居間・食堂開口△	88(34.4)	20(33.3)	
	×	寝室開口△→廊下×→居間・食堂開口△	52(20.3)	20(33.3)	
トイレ	0	寝室開口○→廊下○→トイレ開口○→トイレ広さ○	17(6.7)	1(1.6)	
	Δ	寝室開口△→廊下○→トイレ開口△→トイレ広さ○	19(7.4)	4(6.7)	
	×	寝室開口△→廊下○→トイレ開口△→トイレ広さ×	220(85.9)	55(91.7)	
洗面•	0	寝室開口○→廊下○→洗脱室開口○→車椅子用洗面台○	11(4.3)	1(1.6)	
脱衣	Δ	寝室開口○→廊下○→洗脱室開口○→車椅子用洗面台△	162(63.3)	39(65.0)	
室	×	寝室開口○→廊下×→洗脱室開口△→車椅子用洗面台△	83(32.4)	20(33.4)	
浴室	0	寝室開口○→廊下○→洗脱室開口○→浴室開口○→浴室広さ○	40(15.6)	7(11.7)	
	Δ	寝室開口○→廊下○→洗脱室開口△→浴室開口△→浴室広さ○	118(46.1)	26(43.3)	
	×	寝室開口○→廊下×→洗脱室開口○→浴室開口○→浴室広さ×	98(38.3)	27(45.0)	

表-4 車いす移動に関するバリアフリーチェック

<sup>\*</sup>移動の詳細.・一例:「○」=チェックリストの基準寸法等をクリアしている。

<sup>「△」=</sup>基準をクリアするには小規模改造が必要。「×」=基準をクリアするには大規模改造が必要。 \*「車椅子用洗面台○」は、車椅子用洗面台が設置されていることを示している。

<sup>\*「</sup>開口」=開口幅、「廊下」=廊下幅、「洗脱室」=洗面脱衣室を表している。

<sup>\*</sup>カタログ事例のうち介助用車いすは135、自走用車いすは121、実在のうち介助用27、自走用33事例である。

改造の内容を、「部屋の寸法」「移動経路短縮」 析すると、出入口幅寸法や、建設時期が古い事例 など10グループに分類した上で改造の難易度を分 における和室や浴室などの床段差に関する「点」的

寝室とサニタリー 平面構成の特徴 隣接【85】+『7』 分離【94】+『38』 基本的生活空間に LD E LD + ل د [9] +[0] [5] 廊下がなく、つながっ →↓B В В ► E +[3] ている【21】+『3』 [7] +[O] **S** [0] 玄関(E)を入るとすぐ E 長 S 【6】► S Е Æ S ► E [16] [11] にサニタリー(S)があ 寝 隣 る【33】+『15』 В B + [5] LD B В LD LD +[4] +[3] LD +[3] 4 室 面 ع S LD [11] ·玄関(E)を入るとすぐ L В **S** [9] S -[8] 接 構 居 に寝室(B)がある LD В E B +[9]►E B +[2] +[2] 成 [29]+[13] 間 90 ·寝室(B)の移動に必 18 S LD LD [7] [0] 38 ず居間食堂(LD)を経 食 В ► E ► E +[4] 由【7】+[7] +[3] 堂 近 高齡者専用 S S LD ・玄関(E)を入ると両側 LD LD LD 遠 [44] [22] [9] 離 トイレ有 に寝室(B)とサニタ BE ВL B В Е E Ε +[1] 89) +[4] リー(S) [14]+[0] +[2] [89]+[7] 線的解決【42】+『22』 面的解決【52】+『16』 線的解決【64】+『7』■ 改 点的解決【21】+『0』 ・建具を改修し易くす ・高齢者には、不向き 修 寝室からサニタリー・寝室出入り口とサニタリー V 設計時の留意点 る、手摺の下地準備 へ直接出入出来るよ 位置の関係に注意し、移動 ・高齢者専用トイレの設 う、壁面を改修可能 ・経路に屈曲のないようにし 置、配置変更を必要とす 等を行っておく N ておく なものにしておく

表-5 平面構成のチェック結果 【カタログ平面図 N=179】『実例 N=45』

<sup>\*-</sup>は該当する平面構成がなし。事例数0は、今回の収集事例には該当するものがなかったが実際に考えられる平面構成を示す。

改造の				部屋  玄関  廊下  階段 トル  洗面  浴室 寝室  居間  食堂  台所  77 叶								- 1				
<u> ポイント</u>	部位	内容	身体能力		玄関	郎卜	階段				授至	居間	食堂	台所	アフ゛ローチ	計
部屋の寸法		トル・洗面をワンルーム	車仏	面				15	5	2						22
	壁移動	<b>州ル広く</b>	車仏	面				17	1	1	2					21
		位置移動(トイレ広く)	車イス	面				13	5							18
	洗濯機置場	移設	車仏	面		6		10				2		1		19
	洗面台	移設	車仏	点		2		5		1		2				10
	便器	移設	車仏	点		1			13		1	1		1		17
	洗面所内	洗面台移動	車亿	点					13							13
	浴室内	浴槽向き変更	車仏	点						14						14
	浴室内	入口3枚引戸に改修	車仏	点				1		31						32 10
部屋の配置	廊下・トイレ	物入に改修		面		4		5	1							10
移動経路	出入口扉	位置移動	車イス	線				3	6	3	4	4		2		22
短縮	物入	出入口に改修	車仏	線		2			2		5	1				10
通路幅	物入	縮小し通路・ホール広く	車仏	線	1	9					2	2				14
	物入	扉改修	車仏	点		4	1	1	1		3					10
出入口寸法	出入口扉	引戸に改修	車仏	点		1		18	15	10	_17	19	4	3		87
	出入口扉	引違戸に改修	車仏	点				4	5		6	2	3			20
	玄関内	玄関扉を親子に改造	車仏	点	19											19
段差	出入口扉	下枠撤去	杖・車	点	1			3	8		11	6	1	2		32
	床レベル	段差なしに改修	杖・車	点				3	2		17					22
	浴室内	床段差をなくす	杖・車	点						38						38
避難	掃だし窓	車椅子用入口に改修	車仏	点							9	5				14
仕上げ材料	床仕上材	フローリングに改修	車イス	点							38	3				41
道路・	階段昇降機	設置	車仏	線											17	17
敷地段差	スローフ゜	設置	車仏	線							3	1			29	33
省略				:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
	_	部屋別合計			27	42	6	141	105	114	145	58	13	31	56	
*身体機能	r.	COLUMN CO														

表-6 部屋別 改造の内容(抜粋) N = 60

<sup>\*【】</sup>内の数はカタログ、『』は実例中該当する事例数を示す。\*「正」はサニタリーの形が正方形に、「長」は長方形に近いものを表す \*E=玄関、B=高齢者寝室、LD=居間・食堂、S=サニタリー(トイレ、洗面脱衣室、浴室)を表す。

一:高齢者一般にみられる心身虚弱化、 杖:室内移動に杖、 車イス(車):室内で車イスを利用する段階を示す

な改造が多い一方、サニタリー室を広げるなど約40%の箇所で「線」または「面」的な改造が必要とされ、容易な工事では対応できないことが明らかになった(図-2)。

また、それぞれの改造が、高齢者の身体機能が どの段階に移行したときに必要になるか検討する と、手すりに関する改造を除いた場合には、室内 で車いすを利用する段階になってから必要になる ものが多いことも分かった(図-3)。

## (2) 設計時に高齢者対応ができない原因と改造のための配慮

実在の住宅60事例の改造計画図に対し、挙げられた改造項目が、「設計時に実施できなかった原因」と「将来改造を可能にするために必要な準備や配慮」(これを"改造のポイント"と称す)を組み合わせて考察した。"改造のポイント"は、各事例の個別条件を熟慮し、実現性が高い手法を考慮した。各組み合わせが考察された事例数を集計した表のうち、挙げられた事例数が多い部分を抜粋したものを表一7に示す。

「実施できなかった原因」では、建設時の工法や 木造住宅のモジュールなど、設計上の問題が段差 や出入口幅改造の原因となるものや、他の家族の 利用を考慮した一般的なサニタリー室の広さなど、 敷地や面積の問題が、車いす利用時の部屋の広さ 改造の原因となっているものが多い。

配慮しておくべき"改造のポイント"では、サニタリー室広さの改造準備など面積の問題や、出入口建具幅や下枠段差の改造のための配慮など、設計上の問題として対処するべきものが多い。また、多くの事例で共通する改造のポイントは、将

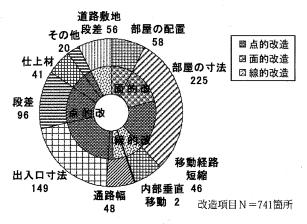


図-2 改造の内容と改造のレベル

来の改造を考慮した高齢者住宅計画上、必要性が高い要素を含むと思われる。「原因」と「ポイント」をグループに分類し、事例数を集計した図を図ー4、5に示す。

両者の関係を分析するため、「設計時に実施できなかった原因」を、設計時における実施の困難さなどを踏まえ、"改造のレベル"として新たに4段階に分類し、縦軸に置いた。また高齢者の身体機能が低下する程度を、"バリアフリーへの配慮レベル"4段階として横軸とした。多くの事例で共通して挙げられた"改造のポイント"を表中に配置し、(A)現在供給されている住宅のバリアフリー化状況把握調査で用いたチェックリストや、既設の設計指針等に立ち戻って検討することにより、特に配慮されるべき改造のポイントが10項目に整理された。またこれらは、高齢期の住まいに対する居住者の意識等に応じ、3段階のグループに分けて捉えることができた(表一8)。

まず、今後建設される住宅では、高齢者の居住の有無に係わらず、あたりまえに備えておくべきものとしてAの3項目が挙げられるが、これらには、従来は生活習慣や技術上、設けて置きにくかったが、現在は支障がなくなっている配慮項目が含まれる。

次に、高齢者が日常生活を送る上で必要になる可能性が高いので、必ず配慮しておくべきものとしてBの3項目が考察される。これらは、設計時にあらかじめ設けておけない場合、将来の改造で対応する必要がある項目である。また、A・B 2段階の配慮は、住宅設計上大きな制約を伴わず実現可能な範囲といえる。

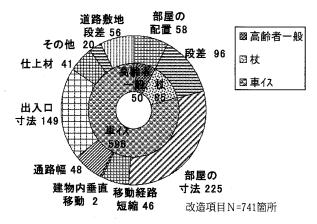


図-3 改造の内容と身体機能

その上で、将来必要になるとは限らないが、高齢者が車いすを利用した生活を送ることを可能とするために配慮しておくべきものとして、Cの4項目が挙げられる。実際に住宅内で車いすを利用する必要がある高齢者は多数ではないが、高齢化社会への備えとして、今後新設される住宅では備えておかねばならない配慮と考えられる。なお、これらは、将来の改造を可能にするためには、新築時からの備えが必要な項目である。

#### 4. 考察結果 (まとめ)

以上2段階の分析・考察により次のことが明らかになった。

現在新しく供給されている住宅のバリアフリー 化は、床段差解消や手すり設置等部位への配慮が 進んでいる。しかし、移動動線の確保や部屋の配

# a b c−1 c−2 d e □a 敷地条件(面積含) □b 配置上要求 □c <sup>-1</sup>総位—設計上問題 □c <sup>-2</sup>総位—環計・構造

図e その他

100%

設計時にできなかった原因 全787件

図-4 設計時からできなかった原因 N=60

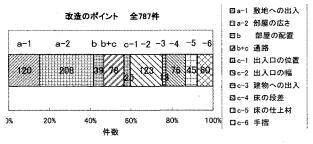
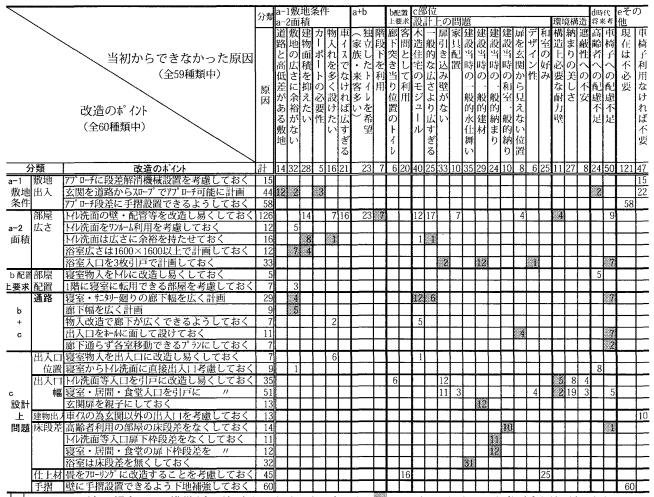


図-5 改造のポイント N=60

表-7 できなかった原因と改造のポイントの組み合わせ(抜粋) N=60



<sup>|</sup> xx | この原因がある場合はこの準備(ポイント)をしておくべきであった | xx この原因のためこの配慮(ポイント)ができなかった

<sup>\*</sup>数字は60事例のうち該当する原因とポイントの組合せが考察された事例数

<sup>\*</sup>計の数値は本表から省略された項目を含む総計を示す

バリアフリーへの配慮レベル 改造のポイント c屋内移動に杖が、d屋内移動に車仏 a 今後新設される住 b 高齢者一般の 当初からできなかった原因(抜粋) 宅全般 必要 が必要~~ C-1 サニタリ-室を車\ いすで利用できる 敷地と道路に高低差がある 浴室は車いす ・敷地の広さに余裕がない で利用できる広さ 100 広さに改造できる ・カーポートが必要 《1600×1600mm)をあ 理さ ・仕切られたたタリー室を希望 ・木造住宅のモジュールを採用 よう準備しておく C-2 高齢者が利用 らかじめ設けておく 将来高齢者の 的 性 基本的生活空間とし する通路幅は内法 構造上耐力壁が必要 条 (B) ・階段下利用のため構造上の制限 て利用される部分は 850mm以上で計 能 (C) 幅が広い引戸を設け 画。または通路を ・引戸遮蔽性の不安 ・引戸引込み壁がない られるよう準備して 術 介さず移動できる ・廊下突き当たり位置に扉がある 平面計画か改造準 ・高齢者配慮なければ一般的広さ 1階に高齢者 備をしておく が生活するための基準 Ⅱ要 車いす使用なければ広すぎる 活 本的生活空間が設け られるよう準備して ・居住性の良い2階にLDK希望 H. て利用(畳・床/間希望) ・客間とし ・独立性高める廊下・出入口配置 C-3 高齢者寝室に ・物入が多く必要 生日 予定される部屋の 畳を、車いすで利用できる床材に改 ・防犯上、窓・出入口配置に制約 改 140 ・和風 (畳床) の好み 造できるよう準備 ・引戸等のデザインが好まれない ・建設当時の一般的建材 皿計 住宅内床段差 A-3 玄関扉は親子 をなくしておく。浴室入口は3枚引戸 が出入口下枠・和室・を標準的に設置して 件 時 ・建設当時の一般的納まり ・建設当時の一般的水仕舞い 浴室に配慮が必要 おく 将・現在は不必要 将来手摺が必 C-4 道路からスロー 0 来 ・車いす使用しなければ不要 要になる可能性が プでアプローチ可能な IV慮 考 位置に玄関を計 ある部分は、壁下 困 画。階段昇降機機械等設備が必要な ・地補強をしておく 項 高齢者への配慮不足 ・車いすへの配慮不足 敷地もある

表-8 特に配慮されるべき改造のポイント

- \*身体機能の移行をふまえた 改造への配慮の段階
- 今後新設される全ての住宅で、あたりまえに備えておく
- (○: 必要になるとは限らないが、車いす利用時に必要であり準備しておくべき

置計画などへの配慮は不十分である。今後設計さ れる住宅においては、寝室とサニタリー室の近接 配置(面的配慮)、車いすが必要になった場合でも 狭い廊下を使わずに移動ができる計画(線的配慮) を行った上で、居住者個別の身体機能に合わせた 部位への配慮(点的配慮)を行うという手順が考 慮されるべきである。

また、設計時に高齢者対応ができなかった原因 と改造のための配慮の関係分析を行うことにより、 高齢者の身体機能の移行を踏まえた、将来の改造 を考慮した高齢者住宅設計のポイントが、高齢期 の住まい対する居住者の意識に応じ、3段階・10 項目に整理された。これらは、既設の設計指針等 に則ったものであり、既設指針の有用性が確認で きたといえる。

さらに、個別の条件に対応すべき住宅設計にお いて、優先すべき項目と、設計時に実施できなく ても将来の備えをしておくべき項目を区別して示 すことにより、既設指針の運用手順を明確に示し

得たことは、意味あるものと考える。

最後に、共同研究者の澤谷育子氏(本学生活造 形学科 平成 16 年度卒業)、共同で高齢者生活調 査を行った亀井佑香氏・萩野綾氏(同 平成17年 度卒業)をはじめ、ご協力いただいた多くの方々 に厚く感謝の意を表したい。

#### 参考文献

文1:内閣府「高齢者の住宅と住環境に関する意 識調査 | 平成 13 年

文2:内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調 査 | 平成 16 年

文3:齋藤芳徳・外山義:高齢者の生活環境と住 環境に関する考察、日本建築学会論文報告集 No. 523 2000, 7

文 4:馬場明生・守明子:車椅子移動の観点から の新築住宅における生涯住宅対応の現状、日本 建築学会論文報告集 No. 577 2004. 3